

# CLAIR REPORT No. 407

## 韓国の射幸産業について

～韓国の競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ、体育振興投票券、カジノの現状～

Clair Report No.407(Oct 21 , 2014)

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係る様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [kikaku@clair.or.jp](mailto:kikaku@clair.or.jp)

## はじめに

韓国には、収益の一部を社会に還元することを目的とし、法律を根拠として利用者に財産上の利益や損失を与える行為を行う射幸産業が存在する。賭博は韓国でも日本同様に刑法により禁止されているが、射幸産業は個別の法律により例外的に許容されている。日本で許容されている射幸産業は、いわゆる公営競技と公営くじにあたり、公営競技として競馬・競輪・競艇・オートレース、公営くじとして宝くじ・スポーツ振興くじ（toto）の合計6種類があるが、韓国には競馬・競輪・競艇・闘牛・宝くじ・体育振興投票券（日本のスポーツ振興くじにあたる）、カジノの合計7種類の射幸産業が存在する。

日本の公営競技（地方競馬、競輪、競艇、オートレース）は各競技ともに1991年をピークに売上が減少傾向にあり（中央競馬は1997年が売上のピーク）、公営くじでも宝くじは2005年をピークに減少傾向である。日本に比べると比較的歴史は浅い韓国の射幸産業は全体の売上額も伸びており、2003年に14.2兆ウォンであった売上額が2012年には過去最高の19.5兆ウォンを記録した。韓国では、射幸産業が成長産業であることがわかる。一方で、射幸産業の副作用とも言える賭博中毒問題も発生している。射幸産業統合監督委員会によると、韓国人の賭博中毒有病率は7.2%で、世界の主要国の2～3倍水準と言われている。

また、韓国には外国人専用のカジノ以外にも内国人の入場を認めている江原ランドカジノがある。日本では、2014年通常国会において「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（通称カジノ法案）が審議（結果は継続審議扱い）されるなど、カジノに対する注目が集まっており、江原道ランドカジノには日本の中央政府・地方自治体をはじめとする視察団の訪問が相次いでいる。

このような中で、韓国の射幸産業の取り組みについて紹介することは、日本の既存産業やカジノの設置を検討するにあたって参考になるものと思われる。御協力をいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、日本の関係者の皆様に本稿をご活用いただければ幸いです。

一般財団法人自治体国際化協会 ソウル事務所長

## 目次

趣旨・概要 .....	1
第1章 韓国の射幸産業の概要 .....	2
第1節 競馬 .....	2
1 沿革 .....	2
2 運営現況・関連法規 .....	2
3 売上高・入場者数 .....	3
4 収益金支出体系 .....	3
第2節 競輪 .....	5
1 沿革 .....	5
2 運営現況・関連法規 .....	6
3 売上高・入場者数 .....	7
4 収益金支出体系 .....	8
第3節 競艇 .....	9
1 沿革 .....	9
2 運営現況・関連法規 .....	10
3 売上高・入場者数 .....	10
4 収益金支出体系 .....	10
第4節 闘牛 .....	11
1 沿革 .....	12
2 運営現況・関連法規 .....	12
3 売上高・入場者数 .....	13
4 収益金支出体系 .....	13
第5節 宝くじ .....	14
1 主な沿革 .....	14

2	運営現況・関連法規	14
3	売上高	17
4	収益金支出体系	17
第6節	体育振興投票券	20
1	沿革	20
2	運営現況・関連法規	20
3	売上高	21
4	収益金支出体系	22
第7節	カジノ	22
○外国人専用カジノ		23
1	沿革	23
2	運営現況・関連法規	24
3	(純)売上高・入場者数	28
4	収益金支出体系	28
○江原ランドカジノ		29
1	沿革	29
2	運営現況・関連法規	29
3	売上高・入場者数	31
4	収益金支出体系	32
第2章	地方自治体が関連する射幸産業について	34
第1節	昌原競輪(慶尚北道昌原市)	34
1	昌原市について	34
2	競輪を始めた経緯	34
3	競輪に関する役割	34
4	問題点及び今後の展望	35
第2節	釜山・慶南競輪(釜山広域市)	35
1	釜山広域市について	35

2. 競輪を始めた経緯 .....	35
3 競輪に関する役割 .....	35
4 問題点及び今後の展望 .....	36
第3節 清道鬪牛（清道郡） .....	36
1 清道郡について .....	36
2. 鬪牛を始めた経緯 .....	36
3 鬪牛に関する役割 .....	37
4 問題点及び今後の展望 .....	37
第4節 江原ランドカジノ（江原道） .....	37
1 江原道について .....	37
2 江原ランドカジノ開設の経緯 .....	37
3 江原道の役割について .....	38
4 問題点及び今後の展望 .....	38
第5節 済州特別自治道所在のカジノ（済州特別自治道） .....	38
1 済州特別自治道について .....	38
2 済州特別自治道の外国人専用カジノについて .....	39
3 済州特別自治道の役割について .....	39
4 問題点及び今後の展望 .....	39
第3章 射幸産業の社会的副作用等に対する対策 .....	41
第1節 射幸産業統合監督委員会 .....	41
第2節 江原ランド中毒管理センター .....	43
第3節 競輪競艇中毒予防センター .....	43
第4節 ユーキャンセンター .....	43
おわりに .....	45
参考文献 .....	46

## 趣旨・概要

### 第1章 韓国の射幸産業の概要

韓国で行われている、競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ、体育振興投票券、カジノの7つの射幸産業について、それぞれの沿革、運営現況・関連法規、売上高・入場者数、収益金支出体系等について見ていく。

### 第2章 地方自治体が関連する射幸産業について

釜山・慶南競輪、昌原競輪、清道闘牛、江原ランドカジノ、済州道所在のカジノは自治体が運営に携わっているか、もしくは、自治体が許可・指導権限等を持っている。それぞれの自治体がどのように射幸産業と関わっているかについて見ていく。

### 第3章 射幸産業の社会的副作用等に対する対策について

韓国の射幸産業は、その活動により国や自治体に利益が還元され、観光振興や体育振興などに役立っているが、賭博中毒（ギャンブル依存症）の増加やそれに伴う家庭崩壊、犯罪の増加などのいわゆる副作用等が見られる。こういった問題に対して、国や射幸産業事業者が行っている取り組みについて見ていく。

本稿の目的は、韓国の射幸産業の全体像を見渡すことで、利益がどのように社会に還元されているのか、自治体は射幸産業にどのように関わっているのか、また、射幸産業を行うことによる問題点等について明らかにすることである。

本稿で使用した各種統計資料は、射幸産業統合監督委員会が発刊した射幸産業関連統計を基に作成した。それ以外の資料については、出典を明記している。

## 第1章 韓国の射幸産業の概要

### 第1節 競馬

韓国における競馬の歴史は日帝時代の1922年に(株)朝鮮競馬倶楽部が設立されたところまで遡る。その後、1942年に朝鮮馬事会が韓国全体の競馬倶楽部を統合して設立され、1949年に韓国馬事会に改称した。1962年には韓国馬事会法が制定・公布され、現代の競馬事業へと発展していった。

現在は、1988年にトゥクソムから移転したソウル競馬場、1990年に済州島固有馬のみを対象として開場した済州競馬場、2005年には釜山・慶南競馬場が開場となった。

なお、2016年には4ヶ所目となる永川競馬場が慶尚北道永川市に開場予定である。

#### 1 沿革

年 月	内 容
1922.4	社団法人朝鮮競馬倶楽部設立認可，最初の競馬が施行
1942.3	朝鮮馬事会設立
1949.9	韓国馬事会に改称
1954.5	トゥクソム競馬場 開場
1962.1	韓国馬事会法制定・公布
1988.9	トゥクソム競馬場から京畿道果川市のソウル競馬場へ移転・開場
1990.10	済州競馬場 開場
2000.12	文化体育観光部から農林水産食品部に管轄が移管
2005.9	釜山・慶南競馬場 開場
2016	永川競馬場 開場予定

#### 2 運営現況・関連法規

2013年末現在、韓国にはソウル競馬場、済州競馬場、釜山・慶南競馬場があり、3ヶ所とも韓国馬事会が統一的に運営している。

韓国馬事会は、韓国馬事会法によって設立された非営利公益法人であり、政府の監督下にある唯一の競馬施行団体である。韓国馬事会法第1条（目的）には、「この法律は競馬の公正な施行と円滑な普及を通して馬事産業と畜産の発展に寄与し、国民の余暇を図ることを目的する。」とある。

施設現況等は以下のとおりである。入場料については、2013年12月31日までは1,000ウォンであったが、個別消費税の引き上げに伴い、2014年1月1日から入場料も2,000ウォンに引き上げられた。その中の1,000ウォンは個別消費税として、300ウォンは教育税として、182ウォンは賦課税として納付し、残りの518ウォンが収入となる。また、場外馬券売り場は30ヶ所設置されている。



【施設現況等】

競走事業者	韓国馬事会（KRA）		
会場	ソウル競馬場	済州競馬場	釜山・慶南競馬場
場所	京畿道果川市	済州特別自治道済州市	釜山広域市
開場時期	1988.9	1990.10	2005.9
収容人員（人）	77,000	6,393	30,000
法律	韓国馬事会法		
監督官庁	農林畜産食品部		
入場料（ウォン）	2,000		

3 売上高・入場者数

競馬の2012年までの最大売上高は、2012年の78,397億ウォンであり、最多入場者数は2010年の21,812千人である（内訳：本場4,880千人、場外：16,932千人）。売上高は、全ての射幸産業中、他を引き離し圧倒的な第1位である。競技は、ソウルでは土、日曜日、済州は金、土曜日、釜山・慶南は金、日曜日と、それぞれの会場で1週間に二日間開催される。

【2008～2012年 馬券売上高・入場者・発売件数実績】

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高（億ウォン）	74,219	72,865	75,765	77,862	78,397
入場者（千人）	21,233	21,675	21,812	19,518	16,138

【競馬場別開催実績】

	ソウル		済州		釜山・慶南	
	開催日数	競走数	開催日数	競走数	開催日数	競走数
2008	97	1,108	95	875	98	751
2009	94	1,081	91	865	94	752
2010	92	1,058	91	840	91	736
2011	94	1,064	93	852	94	746
2012	96	1,087	96	863	94	786

4 収益金支出体系

競馬事業により生じた売上は、ア．売上高の配分内訳のとおり配分される。

【ア．売上高の配分内訳】

払戻金	税金	収得金
73%	16%	11%

税金 16%は、レジャー税 10%及び地方教育税 4%が地方税として、農漁村特別税 2%が国税として納付されるが、その根拠は以下のとおりである。

レジャー税 (10%)	地方税法第4章レジャー税 第40条(課税対象)第2号で、韓国馬事會法による競馬と記載があり、第42条(課税標準及び税率)第1、2項により、レジャー税の総額は、発売金全体の10%と定められている。
地方教育税 (4%)	地方税法第12章地方教育税 第150条(納税義務者)第1項第3号及び151条(課税標準と税率)第1項第3号に基づき、レジャー税の納税義務者に対して、レジャー税の100分の40を納付することが定められている。
農漁村特別税 (2%)	農漁村特別法第3条(納税義務者)第5号及び第5条(課税標準と税率)第1項により、地方税法によるレジャー税の納税義務者が、レジャー税額の100分の20を納付することが定められている。 ※農漁村特別税は、国税基本法第2条(定義)により、国税に定められている。

全体の売上から払戻金と税金を除いたものが取得金となり、取得金から開催経費を差し引き、収益金が生じた場合は、韓国馬事會法第42条(損益金の処理)及び同施行令第23条(特別積立金の用途)により、以下のイのとおり配分される。

#### 【イ. 収益金の内訳】

利益準備金	競馬事業拡張積立金	特別積立金
10%	20%	70%

損失が生じた年度には、特別積立金で補てんし、それでも不足する時には、競馬事業拡張積立金、利益準備金の順で補填しなければならない。

競馬事業拡張積立金は、韓国馬事會で積立を行い、特別積立金は、農林畜産食品部が積立を行う。特別積立金の内訳は、畜産発展基金(80%)と農林畜産食品部が定める用途<sup>1</sup>(20%)に分けられる。

#### 【特別積立金の過去5年の出損現況(億ウォン)】

	2008	2009	2010	2011	2012
畜産発展基金	1,312	1,655	1,835	1,835	1,787
農林畜産食品部長官が定める用途	328	414	458	459	447

<sup>1</sup> 韓国馬事會施行令第23条(特別積立金の用途)により、1. 馬産業の発展、2. 農漁業者の子女及び農漁業の後継者奨学の事業、3. 農業・農村に関する理解増進及び農畜産物消費促進事業、4. 自由貿易協定の履行による農漁業者等に対する支援、5. それ以外の農漁村社会福祉増進事業が定められている。

## 第2節 競輪

韓国での公営競技としての競輪の歴史は新しく、ソウル特別市で1994年から開始された。最初に競輪が開催された蚕室自転車競技場は、1986年アジア大会及び1988年ソウルオリンピックの両大会で自転車競技場として使用された施設であり、オリンピック終了後、オリンピック大会組織委員会の後身機関であるソウルオリンピック記念国民体育振興公団（以下「国民体育振興公団」という。）によって本格的な検討が行われた結果、施設を活用して競輪事業を行うことが最善であるという結論に至り、1994年から競輪競技が開始された。競輪競技の開始にあたって、日本の競輪場の訪問・視察も行った。その後、2006年からは、ソウル近郊の京畿道光明市に建設された屋内競輪場「光明 SPEEDOM」に場所を移して競輪競走が行われている。

地方都市でも2ヶ所行われており、昌原市では、地上5階建てのドーム型屋内競輪場で2000年から競技が行われている。釜山広域市では、2002年に実施された釜山アジア競技大会の会場を転用し、屋外競輪場で2002年から競技が行われている。

### 1 沿革

#### ①国民体育振興公団

年 月	内 容
1989.4	ソウルオリンピック記念国民体育振興公団設立
1991.12	競輪・競艇法制定
1993.7.29	競輪事業施行許可及び競輪場設置許可
1994.10	蚕室競輪場開場、競輪事業施行
2006.2.17	光明 SPEEDOM（光明ドーム競輪場）開場 （既存の蚕室競輪場は場外支店として活用）
2008.11	競輪・競艇統合 → 競輪・競艇事業本部出帆

#### ②昌原競輪公団

年 月	内 容
1997.12	慶尚南道と昌原市間競輪場共同投資設立協約締結
1999.11	競輪事業施行及び競走場設置許可
2000.9	昌原競輪公団設置条例制定・公布
2000.9	昌原競輪公団設立
2000.12	国内最初のドーム型昌原競輪場開場（地方最初の競輪施行）
2010.1	昌原市公営自転車【ヌビジャ】 <sup>2</sup> 受託運営

<sup>2</sup> ヌビジャとは、昌原市内各地に設置された無人貸与場所にて自転車の貸し出しを行う公営自転車のことである。会員登録等により、情報端末システムを利用して、無人貸与場所にて自転車の貸与を行う。（昌原市内には、無人自転車貸与場所が200ヶ所以上存在する。）

③釜山地方公団スポワン（釜山競輪公団）

年 月	内 容
2002.7	競輪事業施行許可
2003.4	競走場設置許可
2003.5	釜山競輪公団設置条例制定・公布
2003.7	釜山広域市競輪公団設立
2003.7	釜山広域市と競走事業 委・受託協約締結
2003.11	競輪場開場及び競輪事業施行
2010.1	社名変更【釜山競輪公団 → 釜山地方公団スポワン（略称：スポワン）】

## 2 運営現況・関連法規

競走事業者は、国民体育振興公団（競輪競艇事業本部）、昌原市、釜山広域市であり、昌原市、釜山広域市は、競走事業をそれぞれ昌原競輪公団、釜山地方公団スポワンに委託している。なお、監督官庁は全て文化体育観光部である。

競輪・競艇法第1条（目的）には、「この法律は、競輪と競艇を公正に実施して、円滑に普及し国民の余暇の充実と青少年の健全な育成及び国民の体育振興を図り、地方財政拡充のための財源を準備して、自転車及びモーターボート競技の水準の向上に資することを目的とする。」とある。

施設現況等は以下のとおりである。入場料については、3事業者ともに同じで、2013年12月31日までは400ウォンであったが、個別消費税の引き上げに伴い、2014年1月1日から入場料を1,000ウォンに引き上げた。競走事業者が国民体育振興公団の場合、入場料の中の400ウォンは個別消費税として、120ウォンは教育税として、91ウォンは付加価値税として納付し、残りの389ウォンが収入となる。競走事業者が地方自治体の場合、付加価値税は免除され、480ウォンが収入となる。

また、場外車券売り場は現在21ヶ所設置されている。その内18ヶ所が国民体育振興公団、1ヶ所が昌原競輪公団、2ヶ所が釜山地方公団スポワンの管轄であるが、管轄している競輪場のみでなく、他会場の競輪競技も配信している。

### 【施設現況等】

競走事業者	国民体育振興公団	昌原市	釜山広域市
委託事業者		昌原競輪公団	釜山地方公団スポワン
会場	旧：蚕室競輪場	昌原ドーム競技場	釜山競輪場
	現：光明ドーム競技場		
場所	旧：ソウル市	慶尚南道昌原市	釜山広域市
	現：京畿道光明市		
開場時期	旧：1994.10（蚕室）	2000.12	2003.11
	現：2006.2（光明）		

収容人員（人）	30,000	12,000	6,000
法律	競輪・競艇法		
監督官庁	文化体育観光部		
入場料（ウォン）	1,000		

### 3 売上高・入場者数

競輪全体の2012年までの最大売上高は、2002年の29,999億ウォンであり、最多入場者数は、2009年の9,429千人である。（内訳：本場1,950千人、場外：7,479千人）

各会場別の売上高でみると、ソウル近郊で開催されていることもあり、光明競輪が全体の約80%と圧倒的に高く、入場者についても80%以上を占めている。

競技は、特別な場合を除き、金、土、日曜日の週3日間開催される。

#### （全体）2008～2012年 車券売上高・入場者・発売件数実績

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高（億ウォン）	20,524	22,238	24,421	25,006	24,808
入場者（千人）	8,848	9,429	9,409	9,306	7,848

#### （光明ドーム競技場）2008～2012年 車券売上高・入場者・発売件数実績

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高（億ウォン）	16,773	17,969	19,617	20,167	19,908
入場者（千人）	7,571	7,906	7,938	7,964	6,696

#### （昌原ドーム競技場）2008～2012年 車券売上高・入場者・発売件数実績

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高（億ウォン）	2,058	2,257	2,646	2,769	2,726
入場者（千人）	605	748	742	709	689

#### （釜山競技場）2008～2012年 車券売上高・入場者・発売件数実績

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高（億ウォン）	1,693	2,012	2,158	2,070	2,174
入場者（千人）	672	775	729	633	463

※売上高＝競走自体の売上＋交差送信売上<sup>3</sup>

<sup>3</sup> 他会場へ競技を送信した場合、売上（100%）から払戻金（72%）と税金（16%）を除いた取得金（12%）を競技送信会場（4.5%）と競技受信会場（7.5%）で配分することとなっている。

【競輪場別開催実績】

	光明競輪		昌原競輪		釜山競輪	
	開催日数	競走数	開催日数	競走数	開催日数	競走数
2008	148	2,036	149	1,326	150	2,646
2009	147	2,058	150	1,335	148	2,663
2010	149	2,086	149	1,335	149	2,679
2011	147	2,058	147	1,308	147	2,646
2012	150	2,100	150	1,335	150	2,700

4 収益金支出体系

競輪事業により生じた売上は、ア．売上高の配分内訳のとおり配分される。

【ア．売上高の配分内訳】

払戻金	税金	取得金
72%	16%	12%

税金 16%は、レジャー税 10%及び地方教育税 4%が地方税として、農漁村特別税 2%が国税として納付されるが、その根拠は以下のとおりである。

レジャー税 (10%)	地方税法第4章レジャー税 第40条(課税対象)第1号で、競輪・競艇法による競輪及び競艇と記載があり、第42条(課税標準及び税率)第1、2項により、レジャー税の総額は、発売金全体の10%と定められている。
地方教育税 (4%)	※根拠法律は競馬と同様。
農漁村特別税 (2%)	※根拠法律は競馬と同様。

全体の売上から払戻金と税金を除いたものが取得金となり、取得金から開催経費を差し引き、収益金が生じた場合、競輪・競艇法第15条(販売取得金)、第18条(収益金の使用)及び同施行令第22条(収益金の使用)等により、以下のイ、ウのとおり配分される。

【イ．競走事業者が地方自治体の場合(昌原市、釜山広域市)】

支出項目	割合
地方体育振興などのため	60%
国民体育振興法に基づく国民体育振興基金	10%
青少年基本法に基づく青少年育成基金	10%

中小企業振興に関する法律に基づく中小企業創業及び振興基金	17.5%
文化体育観光部令で定める公益事業	2.5%

【ウ. 競走事業者が振興公団の場合】

支出項目	割合
国民体育振興法に基づく国民体育振興基金	40%
青少年基本法に基づく青少年育成基金	19.5%
地方体育振興などのための地方財政への支援	10%
中小企業振興に関する法律に基づく中小企業創業及び振興基金	4%
文化芸術振興法による文化芸術振興基金	24.5%
文化体育観光部令で定める公益事業	2%

【競走事業者が振興公団の場合の過去5年の基金等出損現況（億ウォン）】

	2008	2009	2010	2011	2012
国民体育振興法に基づく国民体育振興基金	200	279	356	368	361
青少年基本法に基づく青少年育成基金	150	136	167	180	144
地方体育振興などのための地方財政への支援	50	70	86	92	74
中小企業振興に関する法律に基づく中小企業創業及び振興基金	88	28	34	37	29
文化芸術振興法による文化芸術振興基金	-	171	210	227	180
文化体育観光部令で定める公益事業	12	14	17	19	15

### 第3節 競艇

韓国で唯一競艇が行われているソウル特別市郊外の京畿道河南市にある漢沙里<sup>ミサリ</sup>競艇場は、蚕室<sup>チャムシル</sup>自転車競技場同様、元々は1986年アジア大会、1988年ソウルオリンピックの漕艇競技場として建設された。しかし大会終了後は、目立った利用がなく、国内漕艇、カヌー大会に年間わずか10日程度使用するのが精一杯であり、40数万坪の競技場は、施設と広い芝生スペースを維持するために莫大な予算が投入されていた。

その後、国民体育振興公団によって本格的な検討が行われた結果、施設を活用して、競艇事業を行うことが最善であるという結論に至り、2002年から競艇が開催された。競輪同様に、開始にあたって、日本の競艇場の訪問・視察も行われた。

#### 1 沿革

年 月	内 容
1991.12	競輪・競艇法制定・公布
2000.4	競艇事業施行許可及び競艇場設置許可承認
2000.7	競艇運営本部発足

2002.6	競艇場開場
2008.11	競輪・競艇統合 → 競走事業本部出帆

## 2 運営現況・関連法規

運営主体は、国民体育振興公団（競輪競艇事業本部）であり、監督官庁は文化体育観光部である。根拠法は競艇の場合と同じく、競輪・競艇法である。

入場料は、競輪と同様に2014年1月1日から、400ウォンから1,000ウォンに値上げとなった。また、場外車券売り場は現在17ヶ所設置されている。その内13ヶ所が国民体育振興公団、1ヶ所が昌原競輪公団、3ヶ所が釜山地方公団スポワンの管轄である。昌原市と釜山広域市は実際には競艇を行っていないが、場外売り場にて場外舟券売り場としての業務も行っている。

### 【施設現況等】

施行者	国民体育振興公団
会場	漢沙里競艇場
場所	京畿道河南市
開場時期	2002.6
収容人員（人）	6,650
法律	競輪・競艇法
監督官庁	文化体育観光部
入場料（ウォン）	1,000

## 3 売上高・入場者数

2012年までの最大売上高は、2011年の7,348億ウォンであり、最多入場者数は、2009年の3,499千人である。（内訳：本場302千人、場外3,197千人）

競技は、主に平日の水、木曜日の週2日間開催される。

### 【2008～2012年 開催実績】

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高（億ウォン）	6,869	7,183	6,508	7,348	7,231
入場者（千人）	3,434	3,499	3,286	3,387	2,886
開催日数	87	85	80	86	92
競走数	1,301	1,275	1,174	1,290	1,380

## 4 収益金支出体系

競艇事業により生じた売上は、以下のア．売上高の配分内訳のとおり配分される。

### 【売上高の配分内訳】



払戻金	税金	取得金
72%	16%	12%

税金 16%の内訳は、レジャー税 10%及び地方教育税 4%が地方税として、農漁村特別税 2%が国税として納付されるが、その根拠は競輪と同様である。

全体の売上から払戻金と税金を除いたものが取得金となり、取得金から開催経費を差し引き、収益金が生じた場合、競輪・競艇法第 15 条（販売取得金）、第 18 条（収益金の使用）及び同施行令第 22 条（収益金の使用）等により、以下のイのとおり配分される。

内訳は国民体育振興公団が競走事業者として実施する競輪と同様である。

#### 【イ．収益金の内訳】

支出項目	割合
国民体育振興法に基づく国民体育振興基金	40%
青少年基本法に基づく青少年育成基金	19.5%
地方体育振興などのための地方財政への支援	10%
中小企業振興に関する法律に基づく中小企業創業及び振興基金	4%
文化芸術振興法による文化芸術振興基金	24.5%
文化体育観光部令で定める公益事業	2%

#### ※過去 5 年の基金等出損現況（億ウォン）

	2008	2009	2010	2011	2012
国民体育振興法に基づく国民体育振興基金	9	117	76	87	66
青少年基本法に基づく青少年育成基金	6	88	35	40	24
地方体育振興などのための地方財政への支援	2	29	18	21	12
中小企業振興に関する法律に基づく中小企業創業及び振興基金	4	51	7	8	5
文化芸術振興法による文化芸術振興基金	-	71	44	50	30
文化体育観光部令で定める公益事業	1	7	4	4	3

#### 第 4 節 闘牛

元々闘牛が盛んであった慶尙北道清道郡チョンドにおいて、郷土固有の伝統民族文化継承、観光収入増大を通じた地域経済活性化、国内外観光客の誘致等を目的として「世界で唯一の公営競技としての闘牛」を 2011 年 9 月から開始したものである。会場は、約 1 万人収容の全天候型屋内競技場である。

## 1 沿革

年 月	内 容
1999.7	文化観光部 10 大集中育成祭り指定
2002.8	伝統闘牛競技に関する法律公布
2003.5	清道公営事業公社設置・運営条例制定
2003.9	農林部 闘牛競技施行許可（農林部→清道郡）
2005.1	競技施行許可及び競技場設置許可承認
2007.1	清道闘牛競技場竣工
2008.1	韓国牛事会受託事業者指定
2011.8	2011 年度闘牛競技開催計画承認（農林水産食品部）
2011.9	清道闘牛競技場開場

## 2 運営現況・関連法規

清道郡が全額出資して設立した地方公企業である清道公営事業公社が、競技施行者である。なお、闘牛運營業務の一部業務を韓国牛事会に委託している。

伝統闘牛競技に関する法律第 1 条（目的）では、「この法律は伝統的に伝わる闘牛の活性化と闘牛競技に関する事項を規定することにより、農村地域の開発と畜産発展の促進に資することを目的とする。」とある。

他競技（競馬、競輪、競艇）と異なり、場外牛券場は設置されていない。

### 【施設現況等】

施行者	清道公営事業公社
会場	清道闘牛競技場
場所	慶尚北道清道郡
開場時期	2011 年 9 月
収容人員（人）	約 10,000（固定席：9,726 席）
法律	伝統闘牛競技に関する法律
監督官庁	農林畜産食品部
入場料	無料

### 【投票方法】

闘牛の勝敗は「相手に背を向けて逃げた側が負け」という基準で判定するが、5名の審判の内、3名が同一の牛に対して勝利判定を下した時点で競技が終了する。制限時間は 30 分で、勝負の結果は、勝ち、負け、引き分けの 3 種類である。

投票方式は、より射幸性を高めるための工夫が凝らされており、勝利牛か引き分けを当てる単勝式、連続 2 試合の勝利牛か引き分けをあてる複勝式、さらに、試合時間 30 分を 5 分ごとに 6 ラウンドまで区分し、どちらの牛がどのラウンドの時点で勝利し

たか、または引き分けだったかという「勝利結果とその時点」を選択する時単勝式、連続2試合の「勝利結果とその時点」を選択する時複勝式の4種類がある。

### 3 売上高・入場者数

2011年9月の競技開始からまだ間もない。初めて通年で開催された2012年の売上高は、約115億ウォンで、入場者数は約34万人となっている。

競技は、主に週末の土、日曜日の週2日間開催される。

#### 【2011～2012年 開催実績】

	2011	2012
売上高（百万ウォン）	1,657	11,566
入場者（千人）	92	340
開催日数	32	91
年間出場頭数	626	1,778

### 4 収益金支出体系

闘牛競技により生じた売上は、ア．売上高の配分内訳のとおり配分される。

#### 【ア．売上高の配分内訳】

払戻金	税金	取得金
72%	16%	12%

税金16%は、レジャー税10%及び地方教育税4%が地方税として、農漁村特別税2%が国税として納付されるが、その根拠は以下のとおりである。

レジャー税 (10%)	地方税法第4章レジャー税 第40条（課税対象）第3号及び施行令第56条（課税対象）に闘牛と記載があり、第42条（課税標準及び税率）第1、2項により、レジャー税の総額は、発売金全体の10%と定められている。
地方教育税 (4%)	※根拠法律は競馬と同様。
農漁村特別税 (2%)	※根拠法律は競馬と同様。

全体の売上から払戻金と税金を除いたものが取得金となり、取得金から開催経費を差し引き、収益金が生じた場合、伝統闘牛競技に関する法律第15条（収益金の使用）及び同施行令第14条（利益金の使用）等により以下のイのとおり配分される。（2012年までは、収益金が生じていない。）

## 【イ．収益金の内訳】

支出項目	割合
畜産法第 36 条の規定による畜産発展基金	60%
闘牛競技の維持・拡張のための投資積立金	10%
農林水産食品部長官が定める地域開発事業	30%

## 第 5 節 宝くじ

韓国で最初に発行された宝くじは、1945 年まで遡り、基金の使用先は日本の太平洋戦争での軍需産業の資金調達のためであった。韓国としての最初の公式宝くじは 1947 年に大韓オリンピック委員会が発行したもので、第 16 回のロンドンオリンピックへの参加経費の準備を目的としていた。

現在、韓国では大きく分けて 3 種類（オンライン宝くじ、印刷宝くじ、電子宝くじ）、合計 12 商品を発行している。

### 1 主な沿革

年 月	内 容
1945	スンチャル（宝くじ名称）発行：総発行額 2 億ウォン、一等 10 万ウォン、1 枚当たり 10 ウォン -基金使用先：日本 太平洋戦争の軍需産業のための資金調達
1947.12	大韓オリンピック委員会 オリンピック後援券発行（最初の公式宝くじ） -発行規模 140 万枚、当選人員 21 名、額面価 100 ウォン、1 等 100 万ウォン -目的：第 16 回ロンドンオリンピック参加経費準備
1969.9	韓国住宅銀行「住宅宝くじ」発行（韓国最初の定期発行宝くじ） -額面価 100 ウォン、1 等当選金 300 万ウォン、月 1 回発行
1990.9～ 1993.12	大田国際貿易博覧会、エキスポ宝くじ発行（博覧会基金造成目的） -最初の即時式宝くじ、全 40 回発行、415 億ウォン基金造成
2002.12	オンライン宝くじ（ロト宝くじ）発行
2004.4	宝くじ及び宝くじ基金法制定、国務総理傘下宝くじ委員会出帆（04.4.1）
2008.1.16	国務調整室傘下の宝くじ委員会を企画財政部に移管
2009.4.1	印刷・電子宝くじ発行・販売統合、韓国連合宝くじ(株)設立
2013.12	オンライン宝くじのみを発行していた(株)ナムムロトに韓国連合宝くじ(株)を統合。

### 2 運営現況・関連法規

宝くじは、企画財政部が制定した宝くじ及び宝くじ基金法により発行されており、第 1 条（目的）には、「この法律は、宝くじの発行・管理及び販売に関する事項を定め、宝くじ事業の健全な発展を図り、宝くじの収益金の合理的な配分と透明な使用を通し

て国民の福祉増進に寄与することを目的とする。」とある。

また、宝くじ及び宝くじ基金法第13条（宝くじ委員会の設置及び機能）第1項に基づき、「宝くじの発行・管理・販売、宝くじ収益金の配分・使用等に関する業務を遂行するため」に企画財政部宝くじ委員会が設置されている。

さらに、宝くじ及び宝くじ基金法第2条（定義）第1号により定められた、「印刷宝くじ、電子宝くじ、オンライン宝くじ」の3種類の宝くじ発行業務は、宝くじ及び宝くじ基金法第12条（宝くじ発行業務の委託・再委託）により、(株)ナムロトに委託されている。

#### 【発行宝くじ現況】

オンライン宝くじはロト6/45の1種類のみである。2002年から始まったロト6/45は、1から45までの数字から6つを選ぶ（日本の場合、1から43までの数字から6つ選ぶ）。当選確率の低さと当選金の高騰により人気に火が付き、2003年には韓国宝くじ当選金史上最高額である407億2千万ウォンを記録した。この結果、現在は繰越回数が2回までに制限されている。

印刷宝くじには3種類の即時式（インスタントくじ）と抽選式の年金宝くじがある。年金宝くじは、2011年に始まった新しい宝くじで、2等以下は通常の宝くじであるが、1等に当選すれば、毎月500万ウォンを20年に渡って受け取ることができるという独特な仕組みが話題を呼んでいる。

電子宝くじは計6種類あり、インターネット上で行うビンゴゲーム等の結果により短時間で当選が決定する方式がとられている。

【宝くじの種類】

宝くじ種類		商品名	商品ロゴ	額面価 (ウォン)	発行周期
オンライン宝くじ		ロト 6/45		1,000	毎週
印刷宝くじ	抽選式	年金宝くじ 520		1,000	毎週
	即時式	スピット 2000		2,000	2回/年
		スピット 1000		1,000	4回/年
		スピット 500		500	4回/年
電子宝くじ (インターネット宝くじ)	抽選式	スピードキノ		1,000	5分
		メガビンゴ		1,000	7分
		パワーボール		1,000	5分
	即時式	トリプルラック		1,000	1年
		トレジャーハンター		500	
		ダブルジャック ミダス		1,000	
		キャッチミー		500	

(企画財政部宝くじ委員会 HP より)

### 3 売上高

宝くじの2012年までの最大売上高は、2003年の42,342億ウォンである。これは、ロトが発売された当初、爆発的な人気が出たことが要因である。2012年の売上高は31,854億ウォンで、全ての射幸産業中、第2位である。

最も販売額が多いのは、オンライン宝くじのロト6であり、宝くじ売上高の約9割を占めている。2011年の印刷宝くじの売上高が2010年に比べ急激に伸びているのは、同年に始まった年金宝くじの影響がある。年金宝くじの2011年の売上は1,749億ウォンであった。万が一、当選者が死亡した場合には、民法の規定により相続されることとなっている。また、第3者への譲渡や担保とすることは禁止されている。

#### 【2008～2012年 販売現況】

(単位：億ウォン)

区分		2008	2009	2010	2011	2012
オンライン (ロト)宝くじ	売上高	22,784	23,572	24,316	27,783	28,399
	純売上高	11,392	11,786	12,158	13,891	14,200
印刷宝くじ	売上高	621	586	625	2,482	2,952
	純売上高	250	236	233	969	1,218
電子宝くじ	売上高	535	554	314	539	502
	純売上高	209	221	111	205	201
合計	売上高	23,940	24,712	25,255	30,805	31,854
	純売上高	11,851	12,243	12,502	15,067	15,619

※純売上高は売上高から当選金を除外した額である。

### 4 収益金支出体系

宝くじにより生じた利益は、宝くじ及び宝くじ基金法第23条(宝くじ基金の配分と用途)及び同施行令第17条(宝くじ収益金の配分と用途)により配分されることとなっている。なお、同法第8条で売上の総額の50%以上を当選金に充てることとされており、「2013年宝くじ基金運用計画」では宝くじの種類ごとに売上の50～61%を当選金とするとある。

#### 【宝くじ全体の売上高のおおよその配分内訳】

当選金	事業運営費	収益金
50～51%	10%	39～40%

全体の売上から当選金と事業運営費を除いたものが収益金となり、収益金は、宝くじ及び宝くじ基金法第 23 条第 1 項に基づき法定配分事業に 35%、宝くじ及び宝くじ基金法第 23 条第 3 項に基づき、公益配分事業<sup>4</sup>に 65%が使用される。

【2012 年宝くじ基金支援事業】

○法定配分事業（宝くじ及び宝くじ基金法第 23 条第 1 項関連事業）

（単位：百万ウォン）

法定配分機関（基金）	事業内容	支援額
地方自治体	出産奨励事業（大邱、仁川、忠北）、低所得層子女支援（京畿）、障害者専門再活病院建設（光州）、脆弱階層生活安定強化（忠南）等	73,549
済州特別自治道	出産奨励保育料支援、基礎老齢年金支援、低所得老人生活安定支援、老人長期療養保険金支給等	73,549
科学技術振興基金	科学文化拡散事業、科学英才教育機関支援事業等	54,930
国民体育振興基金	運動場生活体育施設支援事業	41,252
勤労者福祉振興基金	勤労者生活安定融資事業	22,218
中小企業創業及び振興基金	小商工人等政策資金支援事業	29,102
文化財保護基金開発事業特別会計	出土遺物保管センター建設、文化財総合管理体系構築、文化財緊急補修事業、アジア太平洋無形文化遺産殿堂建設等支援	56,782
韓国報勲福祉医療公団	報勲対象者医療サービス先進化支援事業	29,599
社会福祉共同募金会	低所得層児童・青少年夜間保護支援事業	17,806
山林環境機能増進資金	疎外階層緑色福祉増進事業	27,122
合計	-	425,909

企画財政部宝くじ委員会 2012 年度宝くじ情報公開より

<sup>4</sup> 公益配分事業は、宝くじ及び宝くじ基金法第 23 条第 1 項で配分される基金等と第 4 項に記載のある「宝くじに関して、射幸心を抑制するために、教育・広報に必要な費用及び宝くじ基金の造成・運営及び管理」にかかる経費及び費用を除いた分であるが、宝くじ委員会資料によると、法定配分事業 35%、公益事業 65%となっている。



## ○公益配分事業（宝くじ及び宝くじ基金法第 23 条第 3 項関連事業）

（単位：百万ウォン）

分野	事業内容	支援額
庶民の住居安定	大家族のための賃貸住宅支援	488,050
脆弱階層支援	障害者補助工学機器支援	8,000
	児童青少年治療再活専門センター建設・運営、青少年社会安全網構築等	34,417
	家庭暴力・性暴力被害回復及び再発防止事業、片親子女養育費支援、多文化家庭支援等	105,602
	虐待被害老人専用休息所支援	1,642
	児童福祉施設、児童治療再活支援模範事業	611
	疎外青少年自立支援	670
	金融疎外者信用回復法律支援	1,888
	矯正機関施設管理人雇用支援	682
	低所得層暖房燃料緊急支援	8,105
	脆弱階層消費者教育及び被害救済事業支援	435
	庶民金融活性化支援	120,000
	低所得障害者創業インキュベーター構築支援	3,000
報勲福祉	国家有功者の療養施設建設支援・重症者便宜施設設置支援	15,545
文化芸術	疎外地域文化格差解消等文化の分け合い事業支援	57,400
災害予防	災害・災難緊急救護支援	400
合計	-	846,447

企画財政部宝くじ委員会 2012 年度宝くじ情報公開より

## 【宝くじ当選時の税金】

日本では、宝くじ当選者に対しては非課税となっているが、韓国では当選者に対して課税を行う。課税割合は、当選金が 5 万ウォンを超えて、3 億ウォン以下の場合 22%、3 億ウォンを超過する場合は超過する部分について 33%となっている。なお、22%のうち 20%が所得税、2%が地方税であり、33%のうち 30%が所得税、3%が地方税となっている。当選金が 5 万ウォン以下の場合には課税されない。

年金宝くじの場合、受け取り総額は 20 年で 12 億ウォンに達するが、毎月受け取る金額が 500 万ウォンであるため、税率は 22%が適用されることも人気の一因となっている。税金が控除され、毎月 390 万ウォンが支払われることとなる。

## 第6節 体育振興投票券

体育振興投票券は、国民の健全な余暇体育の育成、体育振興、2002年ワールドカップサッカー大会開催準備等の財源確保のため、2001年10月国内に導入された。当初は、サッカーとバスケットボールが対象であった。

通称「スポーツト」と呼ばれる体育振興投票券は、日本で行われているスポーツ振興くじ同様、スポーツ競技の勝敗や得点等の結果を予測するものである。現在韓国では、日本と異なり、サッカーだけでなく、野球、バスケットボール、ゴルフ、バレーボール、相撲（シルム）の6競技を対象としている。

### 1 沿革

年 月	内 容
1999.8	国民体育振興法改正
2001.10	サッカートト、バスケットボールトト発売開始
2004.4	国民体育振興法施行令改正案公布 -繰越構造変更、対象種目拡大、特別式及び固定配当率ゲーム導入等 -野球トト、ゴルフトト、相撲（シルム）トト発売開始
2005.11	国民体育振興法施行令改正（年間発売回数 1,000 回拡大等）
2006	・固定配当率方式 プロト（勝負式/記録式）発売開始 ・バレーボールトト発売開始
2009.9	国民体育振興法施行令改正（発行種目制限規定削除）
2012.2	国民体育振興法改正（不法なスポーツ賭博関連禁止行為を具体化して関連罰則新設、勝負操作等公正性を害する場合等に対する罰則強化等）

### 2 運営現況・関連法規

国民体育振興券は、文化体育観光部が制定した国民体育振興法に基づき発行されており、国民体育振興法第1条（目的）には、「この法律は、国民体育を振興し、国民の体力を増進し、健全な精神を育成し、明朗な国民生活を営めるようにし、さらに、体育を通して国威宣揚に寄与することを目的とする。」とある。

また、国民体育振興法第24条（体育振興投票券の発行事業等）に基づき、国民体育振興公団が発行事業者となり、国民体育振興法第25条（体育振興投票券発行事業の委託等）に基づき発行事業をスポーツトト(株)に委託している。事業計画・発行計画の承認や発行事業者に対する指導監督は文化体育観光部が行っている。

#### 【発行概要】

区分	内容
対象運動種目	サッカー、バスケットボール、野球、ゴルフ、相撲、バレーボール（全6種目）

投票券種類	投票方法	勝負式、点数式、混合式、特別式（優勝者の中等）
	払戻方法	固定払戻率、固定配当率（事前に配当率を告知する方式）
発行回数		毎年文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。
単位投票金額		100 ウォン～1,000 ウォン（1人購買限度 10 万ウォン以下）

#### 【払戻方法】

区分	内容
固定払戻率式 【トト】	・競技方法：当選金を当選者数に分けて配当率を決定する方式
固定配当率式 【プロト】	・競技方法：運営業者から提示した配当率に関して参加者がお金をかける方式 ・自身の望む競技だけを選択して賭けることが可能 ・勝敗的中類型と記録的中類型で区分

### 3 売上高

体育振興投票券の 2012 年までの最大売上高は、2012 年の 28,435 億ウォンである。売上高は、全ての射幸産業中、第 3 位である。

2012 年に最も販売額が多かった競技は、サッカーの 16,163 億ウォンであり、全体の約 57%を占めており、野球が 5,952 億ウォンで続いている。

#### 【類型別販売現況】

（単位：億ウォン）

区分			2008	2009	2010	2011	2012
投票券類型	トト	販売額	6,409	6,807	7,570	7,998	6,713
		総売上額					
		純売上額	3,203	3,402	3,784	3,997	3,355
	発売回数		831	840	840	941	899
	プロト	販売額	9,552	10,784	11,160	11,377	21,722
		総売上額					
純売上額		3,739	4,383	4,376	4,325	8,694	
発売回数		155	156	156	156	149	
合計	販売額	15,962	17,590	18,731	19,375	28,435	
	総売上額						
	純売上額	6,942	7,785	8,160	8,322	12,049	
発売回数		986	996	996	1,097	1,048	

#### 【主催団体別総売上額現況】

（単位：億ウォン）

区分		2008	2009	2010	2011	2012
サッカー		9,266	10,239	11,078	11,392	16,163
バスケットボール	韓国バスケットボール連盟	2,396	2,733	2,442	2,625	3,231
	韓国女性バスケットボール連盟	1,186	1,297	1,416	1,542	2,488

野球		2,759	2,974	3,440	3,445	5,952
バレーボール		258	256	265	303	575
ゴルフ	KPGA	44	44	41	35	13
	KLPGA	52	47	49	33	13
相撲		-	-	-	-	-
売上額総合計		15,962	17,590	18,731	19,375	28,435

#### 4 収益金支出体系

体育振興投票券により利益が生じた場合には、国家体育振興法第 29 条（収益金の使用）及び同施行令第 35 条（収益金の配分比率等）により以下のア、イのとおり配分される。（当選金の割合は、投票券の種類により異なる。）

##### 【ア．売上高のおおよその配分内訳（スポーツト(株)HP より）】

当選金	委託運営費	公益基金
59.2%	9.1%	31.7%

##### 【イ．公益基金の配分内訳】

地方公共団体の公共体育施設の改修・補修のための支援	5%
国民体育振興基金	78%
運動競技主催団体に対する支援	10%
文化体育事業支援	7%

##### 【（参考）基金等出損現況】

区分	2008	2009	2010	2011	2012
ワールドカップ組織委員会支援	-	-	-	-	-
ワールドカップ競技場設立費支援	-	-	-	-	-
国民体育振興基金	3,332	3,658	4,176	3,951	6,543
対象競技種目の主催団体支援	417	488	535	507	864
文化・体育事業支援	417	488	375	355	583
地方自治団体公共体育施設改補修		244	268	253	416
平昌冬季オリンピック等国際大会支援					259
合計	4,165	4,877	5,354	5,066	8,666

#### 第7節 カジノ

韓国のカジノは、外国人観光客誘致や外貨獲得を目的とし、1961年に福票発行・懸賞その他射幸行為取締法が制定されたことで、1967年に初めて仁川オリンポスホテル内にカジノが開業したが、1969年に根拠法である福票発行・懸賞その他射幸行為取締

法の改正により内国人の入場禁止を法定して以来、全てが外国人専用カジノとなった。

その後、2000年に廃鉱地域の活性化を図る廃鉱地域開発支援に関する特別法に基づき、江原ランドカジノが唯一の例外として許可されることとなった。現在では韓国内に17ヶ所にカジノが所在しているが、16ヶ所が外国人専用、江原ランドカジノのみが全国唯一の内国人入場可能なカジノである。

なお、当初カジノの所管は警察庁に属していたが、1994年の観光振興法の改正により、文化観光部（現：文化体育観光部）が監督権を持つこととなった。

関係する法律等が異なることから、外国人専用カジノと韓国人も出入り可能な江原ランドカジノに分けて記載する。

## ○外国人専用カジノ

### 1 沿革

年 月	内 容
1961.11	福票発行・懸賞その他射幸行為取締法制定：カジノ設立の法的根拠
1967	最初に仁川オリンポスホテルカジノ初開場
1968	ウォーカーヒルホテルカジノ開場
1969.6	福票発行・懸賞その他射幸行為取締法改正でカジノ場に内国人出入禁止措置
1971	俗離山観光ホテルカジノ開場（95年許可取り消し）
1975	済州カルホテルカジノ開場
1978	釜山パラダイスビーチホテルカジノ開場
1979	慶州コーロン観光ホテルカジノ開場
1980	雪嶽パークホテルカジノ開場
1985	済州ハイアットホテルカジノ（85）→現：ロッテホテル済州カジノ
1990	済州グランドホテル、済州クラウンプラザホテル、済州西帰浦カルホテル（現：済州ハイアットホテルカジノ）、済州オリエンタルホテルカジノ開場
1991	済州新羅ホテルカジノ開場
1994	・観光振興法改正を通してカジノ産業を観光産業に規定（8月） ・交通部から文化体育部にカジノ業務移管（12月）
1995	済州パシフィックカジノ開場
2004.1.29	済州国際自由都市特別法改正 観光振興法に関する特例で済州観光事業に5億ドル以上投資等一定条件を備えれば外国人専用カジノ設置許容
2004.10.3	グランドコリアレジャー株式会社（韓国観光公社のカジノ子会社） 外国人専用カジノ事業権獲得（ソウル2ヶ所、釜山1ヶ所）
2005.12.31	企業都市開発特別法改正

	観光レジャー型企業都市の観光事業に投資する金額が総額 5,000 億ウォン以上で、許可申請時にすでに 3,000 億ウォン以上を投資した場合にカジノ業を許可する。
2006	グランドコリアレジャー(株)営業場開場 ソウル江南店 (1/27)、ヒルトンホテル店 (5/26)、釜山ロッテホテル店 (6/23)
2007	法務部、韓・中人的交流活性化法案でカジノ優秀顧客に対して中国人複数査証発給対象拡大
2011.3.25	インターブルゴ大邱カジノ営業場開場 (慶州から大邱に移転)
2012.3.22	江原道平昌アルペンシアカジノ営業場開場 (束草から平昌に移転)
2012.9.21	経済自由区域の指定及び運営に関する特別法施行令一部改正 (大統領令第 24107 号) 外国人専用カジノ業許可に関する事前審査制導入

## 2 運営現況・関連法規

韓国のカジノの許可権限等は、文化体育観光部のみが持っていたが、2006年に済州特別自治道が設置されたことに伴い、2つの官庁が許可権限等を持っている（済州特別自治道は、道内のカジノのみ）。

2013年末現在、外国人専用カジノは、韓国内に16ヶ所（済州特別自治道に8ヶ所）あり、外国人専用カジノの入場料は全て無料である。

### ①文化体育観光部

文化体育観光部では、観光振興法等に基づき、済州特別自治道を除く地域において、カジノの新規許可、指導、監督権限等を有している。

観光振興法第4節カジノ業第21条（許可要件等）に許可要件等が定められており、済州特別自治道を除く韓国内では、ソウル特別市に3ヶ所、釜山広域市に2ヶ所、仁川広域市に1ヶ所、大邱広域市に1ヶ所、江原道平昌郡に1ヶ所の合計8ヶ所設置されている。

また、観光振興法第28条（カジノ事業者等の順守事項）において、内国人の入場禁止についての記載がある。

観光振興法第 21 条（許可要件等）

①文化体育観光部長官は、第 5 条第 1 項によるカジノ業の許可申請を受ければ、次の各号のいずれか一つに該当する場合にだけ許可することができる。

1. 国際空港や国際旅客ターミナルがある特別市・広域市・道・特別自治道、観光特区にある観光宿泊業の中でホテル業施設（観光宿泊業の等級中最上等級を受けた施設だけ該当し、市・道に最上等級の施設がない場合には、その次の等級の施設だけが該当する。）または、大統領令で定める国際会議施設の付帯施設で、カジノ業を行おうとする場合で、大統領令で定める要件に合う場合

2. 韓国と外国を往来する旅客船で、カジノ業を行おうとする場合で、大統領令で定める要件に合う場合

観光振興法第 28 条（カジノ事業者等の順守事項）（抜粋）

①カジノ事業者は次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

4. 内国人を入場させる行為

②濟州特別自治道

2006 年に濟州特別自治道が設置されたことに伴い中央政府から大幅に権限が委譲された。そのため、濟州特別自治道に所在するカジノでは、濟州特別自治道が、観光振興法等を基にして作った濟州特別自治道観光振興条例等に基づき、新規許可、指導、監督等を行っている。

濟州特別自治道観光振興条例第 5 節カジノ業第 37 条（カジノ業の許可要件等）に許可要件等が定められており、濟州特別自治道には、8ヶ所のカジノが設置されている。

また、濟州特別自治道観光振興条例では、第 45 条（カジノ事業者等の順守事項）において、内国人の入場禁止についての記載がある。

濟州特別自治道観光振興条例第 37 条（カジノ業の許可要件等）

①第 8 条第 1 項によるカジノ業の許可要件は次の各号のとおりである。

1. 観光ホテルや国際会議施設の付帯施設でカジノ業を行おうとする場合、  
ガ. 該当観光ホテルや国際会議施設の前年度外来観光客誘致実績が、道知事が公告する基準に合うもの

ナ. 外来観光客誘致計画及び長期収支の展望等を含んだ事業計画書が適当なもの

ダ. ナ目に規定された事業計画の遂行に必要な財政能力があるもの

ラ. 現金及びチップの管理等営業取引に関する内部統制案が樹立されていること

マ. それ以外にカジノ業の健全な育成のために道知事が公告する基準に合うもの

2. 濟州自治道と外国間を往来する旅客船でカジノ業を行おうとする場合

ガ. 旅客船が 2 万トン級以上で道知事が公告する総トン数以上であるもの

ナ. 削除

ダ. 第 1 号ナ目からマ目までの規定に適合するもの

濟州特別自治道観光振興条例第 45 条（カジノ業者等の順守事項）（抜粋）

①カジノ事業者は次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

4. 内国人を入場させる行為。



【外国人専用カジノ 施設現況等】

	カジノ名称 (法人名)	最初の 許可日	営業場所	専用営業場 面積 (㎡)	2012年	
					(純)売上高	入場客
ソウル	ウォーカーヒルカジノ 【(株)パラダイス】	1968.3.5	ウォーカーヒ ルホテル	3,178.36	372,756	430,275
	セブンラックカジノ ソウル江南店 【(株)グランドコリアレジャー】	2005.1.28	COEX コンベ ンション別館	6,059.85	266,654	396,832
	セブンラックカジノ ソウルヒルトン店 【(株)グランドコリアレジャー】	2005.1.28	ミレニアムヒ ルトンホテル	2,811.94	212,823	912,288
釜山	セブンラックカジノ 釜山ロッテ店 【(株)グランドコリアレジャー】	2005.1.28	ロッテホテル	2,532.60	80,516	207,562
	パラダイスカジノ釜山 【(株)パラダイスグローバル】	1978.10.29	パラダイスホ テル	2,283.50	81,173	104,208
仁川	仁川カジノ 【(株)パラダイスグローバル】	1967.8.10	ハイアットリジ ェンシー ホテル	1,311.57	77,450	44,566
江原 (平昌)	アルペンシアカジノ 【(株)コジャナ】	1980.12.9	アルペンシ アリゾート	689.51	670	9,831
大邱	インターブルゴ大邱カジノ 【(株)ゴールドデンクラウン】	1979.4.11	インターブル ゴホテル	3,473.37	15,082	51,548
済州	ザケイ済州ホテルカジノ 【(株)NSD 映像】	1975.10.15	ザケイ済州ホ テル	2,359.10	16,385	27,190
	済州カジノ支店 【(株)パラダイス】	1990.9.1	グランドホテ ル	2,756.76	37,083	46,748
	新羅ホテルカジノ 【(株)AK ベルーガ】	1991.7.31	新羅ホテル	1,953.69	9,754	19,009
	ローヤルパレスカジノ 【(株)ブンファ】	1990.11.6	オリエンタル ホテル	1,353.18	15,929	20,319
	ロッテホテル済州カジノ 【(株)ドゥソン】	1985.4.11	ロッテホテル	1,205.41	35,662	35,486
	ザホテル エルベガスカジノ 【(株)G&L】	1990.9.1	ザ・ホテル	2,124.52	13,129	37,357
	ハイアットホテルカジノ 【(株)ベルーガオーション】	1990.9.1	ハイアットホ テル	803.30	7,626	17,389
	ゴールドデンビーチカジノ 【(株)ゴールドデンビーチ】	1995.12.28	済州カルホテ ル	1,528.58	8,329	23,606
16ヶ所の外国人専用カジノ				36,425.24	1,251,021	2,384,214

射幸産業関連統計より(韓国カジノ業観光協会,売上額は観光振興開発基金賦課対象売上額基準)

### 3 (純) 売上高・入場者数

観光振興法施行令第 30 条第 1 項等により、カジノの売上高は、カジノ営業と関連した顧客から受けた売上高から顧客に支払った金額を控除した金額を言うこととなっている。よって、売上高と純売上高は等しい（他の射幸産業では、売上高から払戻金や当選金を控除した額が純売上高となるため、売上高と純売上高は異なる）。

外国人専用カジノの 2012 年までの最大（純）売上高は、2012 年の 12,510 億ウォンであり、最多入場者数も 2012 年の 2,384 千人である。ソウルの 3 ヶ所のカジノで、（純）売上高、入場者ともに外国人専用カジノ全体の約 70% を記録している。外国人専用カジノに関しては、地方に設置しているカジノでは売上が低く、外国人観光客が多く訪れるソウルにあるカジノに売上が集中していることがわかる。（純）売上高でみると、ソウルの次には、韓国第二の都市である釜山所在のカジノが続いている。

【2008～2012 年の外国人専用カジノ（純）売上高等】 (単位：億ウォン)

区分	2008	2009	2010	2011	2012
投入額	49,946	61,628	77,353	85,534	99,067
(純) 売上高	7,528	9,196	10,056	11,256	12,510
入場者数 (千人)	1,277	1,676	1,946	2,101	2,384

※ (純) 売上額は、観光振興開発基金賦課対象売上額基準

(純) 売上高はカジノ営業場で発生した売上（投入額）から払戻金を除外した額。

### 4 収益金支出体系

観光振興法第 30 条（基金納付）及び同施行令第 30 条（観光開発基金としての納付等）により、純売上高に応じて観光振興開発基金へ納付することとなっている。基金の使用については、観光開発振興基金法第 5 条（基金の用途）により定められている。

また、法人税や個別消費税についても納付義務がある。

#### 【(純) 売上高の配分項目】

(純) 売上高の配分割合は、各カジノの純売上高により異なるが、公益事業費、法人税、観光振興開発基金、個別消費税、事業運営費、収益金に割り振られる。なお、収益金については、配当金と事業拡張積立金に充てられる。

観光振興開発基金における納付金額は、以下のとおりである。

観光振興法施行令第 30 条（観光振興開発基金での納付金等）

②法第 30 条第 4 項による観光振興開発基金の納付金の徴収比率は次の各号のいずれかと同様である。

1. 年間の純売上高が 10 億ウォン以下の場合：純売上高の 10 分の 1

2. 年間純売上高が 10 億ウォンを超過し、100 億ウォン以下の場合：1 千万ウォン+純売上高の中で 10 億ウォンを超過する金額の 100 分の 5
3. 年間純売上高が 100 億ウォンを超過する場合：4 億 6 千万ウォン+純売上高の内 100 億ウォンを超過する金額の 100 分の 10

【2008～2012 年 外国人専用カジノ観光振興開発基金実績（単位：億ウォン）】

	2008	2009	2010	2011	2012
観光振興開発基金	689	855	935	1,051	1,172

○江原ランドカジノ

1 沿革

年 月	内 容
1995.12	廃鉱地域開発支援に関する特別法制定公布
1996.8	廃鉱地域振興地区指定告示
1997.2	炭坑地域開発促進地区開発計画指定告示
1998.6.29	(株)江原ランド設立（資本金 486 億ウォン）
2000.10.28	スモールカジノホテル開場 （テーブル 30 台、スロットマシン 480 台、客室 199 室規模の特 2 級ホテル）
2001.9	韓国賭博中毒センター開設（江原ランド付設）
2001.10.25	コスダック協会登録、コスダック上場
2003.3.28	・メインカジノ開場（テーブル 100 台、スロットマシン 960 台） ・本店所在地変更（江原道旌善郡舍北邑舍北里 424 番地）
2003.9.4	韓国証券取引所上場
2004.7	韓国賭博中毒センターソウル相談所開所
2005.3.2	廃鉱地域開発支援に関する特別法改正案通過 （特別法適用時限 2015.12.31 日に 10 年延長）
2006.6	最大株主変更（石炭産業合理化産業団→鉱害防止産業団）
2010.7.1	韓国賭博中毒センター名称変更→ KLACC（江原ランド中毒管理センター）
2011.12	廃鉱地域特別支援に関する特別法改正（2025.12.31 まで時効延長）
2013.11	ソウル相談所閉所

2 運営現況・関連法規

(株)江原ランド設立の基となった廃鉱地域開発支援に関する特別法では、第 11 条第 1 項により観光振興法適用の特例により廃鉱地域の中で経済事情が特に劣悪な地域 1 ヶ所に限り、カジノ業の許可が可能である旨の記載があり、江原ランドカジノが例外的に許可を受けていることがわかる。なお、廃鉱地域として指定を受けているのは、江

原道の太白市、三陟市、寧越郡、旌善郡の4つの市・郡内の一部地区である。そして、第11条第3項では、内国人の入場を禁止する「観光振興法第28条第1項第4号を適用しない。」とあり、内国人の入場を例外的に認めていることがわかる。

廃鉱地域開発支援に関する特別法第1条（目的）

この法律は、石炭産業の斜陽化により後れた廃鉱地域の経済を振興させ、地域間の均衡ある発展と住民の生活向上を図ることを目的とする。

廃鉱地域開発支援に関する特別法第11条（観光振興法適用の特例）（抜粋）

①文化体育観光部長官は、廃鉱地域の中で経済事情が特に劣悪な地域として大統領令で定める地域1ヶ所に限り、「観光振興法」第21条による許可要件にかかわらず、同法第5条第1項によるカジノ業の許可をすることができる。この場合、カジノ業の許可を行うに当たっては、観光客のための宿泊施設、体育施設、娯楽施設及び休養施設等（その施設の開発推進計画を含む）との連携性を考慮しなければならない。

②第1項によるカジノ業の許可を受けることができる者は、公共性及び効率性が確保されるようにするために、大統領令で定める要件に適合しなければならない。

③第1項による許可を受けたカジノ事業者に対しては、観光振興法第28条第1項第4号を適用しない。ただし、文化体育観光部長官は、過度な射幸行為等を事前に防止するために必要な場合には大統領令の定めにより出入制限等、営業に関する制限をすることができる。

廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令第13条（カジノ業の許可等）（抜粋）

①法第11条2項で「大統領令で定める要件に適合する者」とは次の各号に該当する者の一部または、全部が共同で出資して設立した法人で、第1項に該当する者が全出資金額の51%以上出資し、設立した法人を言う。

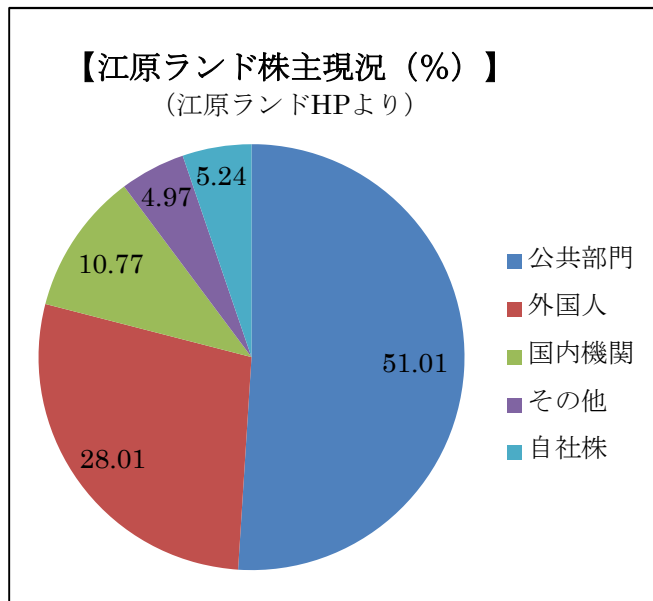
1. 地方自治団体、「地方公企業法」による地方公社、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、政府が出損した機関及び公益を目的にしている非営利法人

2. 「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」による民間開発者として、道知事が推薦する者

3. 該当振興地区の住民で構成した法人

4. 第1号から第3号までの者以外の者であって、株主総会の同意を得た者

廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令第13条（カジノ業の許可等）第1項において、出資金額についての記載があるが、2013年12月31日現在、(株)江原ランドの株主現況は、次ページの表のとおりである。



**【公共部門現況】**  
基準日：2013年12月31日

名称	株式比率
韓国鉱害管理公団	36.27%
江原道開発公社	6.11%
旌善郡	4.9%
太白市	1.25%
三陟市	1.25%
寧越郡	1.0%
江原道	0.23%
合計	51.01%

カジノの入場料は、2013年12月31日まで5000ウォンであったが、個別消費税法改正により、2014年1月1日から7,500ウォンに引き上げとなった。そして、入場料全額は国税として徴収される。内訳は、個別消費税5,250ウォン、教育税1,575ウォン、付加価値税682ウォンで、合計は7,507ウォンとなるが、7ウォンは江原ランドが負担している。外国人に関しては、他の外国人専用カジノ同様に入場料は無料である。

**【施設現況等】**

運営主体	㈱江原ランド
会場	江原ランドカジノ
場所	江原道旌善郡
開場時期	2000.10
敷地面積 (㎡)	12,792.95 (許可面積)
法律	観光振興法 廃鉱地域開発支援に関する特別法
監督官庁	文化体育観光部 (カジノに関すること。) 産業通商資源部 (廃鉱地域開発支援に関すること。)
入場料 (ウォン)	7,500 ※外国人は無料。

**3 売上高・入場者数**

江原ランドカジノの2012年までの最大(純)売上高は、2010年の12,534億ウォンであり、最多入場者数も2010年の3,091千人である。

外国人専用カジノ（16ヶ所）と（純）売上高を比較すると、2011年に、外国人専用カジノ：11,256億ウォン、江原ランドカジノ：11,857億ウォン、2012年に外国人専用カジノ：12,510億ウォン、江原ランドカジノ：12,092億ウォンであり、江原ランド1ヶ所だけで、外国人専用カジノ16ヶ所とほぼ同額であり、内国人を許容することで、大幅に売上をあげていることがわかる。しかも、江原ランドカジノは、ソウルから約3時間かかるが、首都圏からの入場客が半分を超え、一年の入場者は約300万人、一日平均入場者は約8,000人であり、内国人の入場を許容したことで、驚くほどの売上高、入場客を得ていることがわかる。

ちなみに、江原ランドカジノには外国人も入場可能であるが、99%は内国人、1%は外国人である。

江原ランドカジノは年中無休で運営されているが、営業時間は、午前10時から翌日の午前6時までの20時間である。

#### 【（純）売上高現況】

（単位：億ウォン）

区分	2008	2009	2010	2011	2012
投入額	62,515	65,314	63,140	57,670	57,505
（純）売上高	10,658	11,538	12,534	11,857	12,092
1日平均売上額（百万ウォン）	2,998	3,165	3,433	3,248	3,304

※（純）売上高はカジノ営業場で発生した売上（投入額）から払戻金を除外した額。

#### 【入場客現況】

（単位：千人）

区分	2008	2009	2010	2011	2012
入場客（千人）	2,915	3,045	3,091	2,983	3,025
一日平均入場客（名）	7,964	8,342	8,468	8,173	8,264

#### 4 収益金支出体系

カジノにより生じた利益は、売上高により配分は異なるが、2012年の配分は、アのとおりである。なお、廢鉱地域開発支援に関する特別法第11条（観光振興法適用の特例）及び同施行令第16条（カジノ業などの収益処理）に基づき、法人税差引前当期純利益の25%をカジノ営業所の所在地の道（江原道）の条例によって設置する廢鉱地域開発基金に納付しなければならない。

さらに、観光振興法第30条（基金納付）及び同施行令第30条（観光開発基金としての納付等）により、純売上高に応じて観光振興開発基金へも納付することとなっている。

【ア. 2012年のおおよその純売上高の配分】

(純)売上高により割合は異なる。

廃鉱地域開発基金	11%
公益事業費	5～6%
法人税	10%
観光振興開発基金	10%
個別消費税	4%
事業運営費	36%
収益金	22～23%

【イ. 収益金の内訳】

配当金	51%
事業拡張積立金	49%

なお、廃鉱地域開発支援に関する特別法施行令第16条3項では、廃鉱地域開発基金は振興地区の開発と関連した次の各号の事業に使用しなければならないとある。

1	代替産業育成のための支援事業
2	道路などの基盤施設事業
3	教育、文化及び芸術振興事業
4	環境改善、保健衛生及び厚生福祉事業
5	観光振興事業
6	その他 振興地区と関連がある事業

【(江原ランド) 2008～2012年 基金実績 (単位: 億ウォン)】

	2008	2009	2010	2011	2012
観光振興開発基金	1,061	1,156	1,251	1,181	1,204
廃鉱地域開発基金	994	1,115	1,246	1,157	1,155

## 第2章 地方自治体が関連する射幸産業について

第1節で紹介した射幸産業の中で、地方自治体が運営に関わっている射幸産業について、聞き取り調査を行った内容を含め、具体的にみていくこととする。

### 第1節 昌原競輪（慶尚北道昌原市）

#### 1 昌原市について

釜山広域市から約40km西に位置し、慶尚南道の道庁所在地である昌原市は、1970年代に韓国最初の計画都市として、オーストラリアのキャンベラをモデルとして建設された。各種産業団地が形成され、さらに、「環境都市」を宣言し、各種環境の基盤改善や自転車利用促進の取り組みを行っている。2010年7月1日には、近隣の馬山市、鎮海市と合併し、現在の人口は1,083,731人（2013年12月31日基準）であり、基礎自治団体（日本の市町村に当たる。）の中では、京畿道水原市に次いで第2位にあたる。

#### 2 競輪を始めた経緯

昌原競輪場は、1997年全国体育大会のサイクリング競技場として活用した後、遊休施設の収益的活用と地方財政拡張、地域住民のレジャー欲求充足などのために体育大会後にドーム競技場に改築し、2000年12月9日に開場した。

開場当時、昌原競輪場は国内唯一の全天候型ドーム競技場であり、韓国最初の地方競輪でもあった。

#### 3 競輪に関する役割

昌原市は、競輪関連業務を昌原競輪公団に委託している。そして、競輪競技を行っている昌原競輪公団は「昌原競輪公団設置条例」に基づき設置され、昌原市と慶尚南道がそれぞれ資本金を50%ずつ均等出資している。しかし、競輪場が昌原市スポーツパーク内に位置していることもあり、事業施行者は昌原市である。したがって、昌原市は、昌原競輪公団の事業施行者として直接的な管理監督権を持っており、昌原競輪公団は昌原市議会の承認を受けて毎年特別会計事業予算を確定する。ちなみに、昌原競輪公団は、公営自転車ヌビジャの運営も昌原市から委託を受けて行っている。

昌原市の企画広報室では、競輪公団の指導監督に関する事項として、競輪公団の予算会計管理、競輪事業特別会計管理、競輪事業諸税金の管理を行っている。

慶尚南道においては、文化観光体育局体育支援課で、昌原競輪公団の運営支援のみを行っている。

昌原競輪公団では、競輪事業関連業務及び昌原競輪では、競走事業による利益が発生しており第1章第2節4で述べた基金への積立を行っている。基金の中で、公益事業（2.5%）については事業施行者（昌原市）で積立を行い、文化体育観光部の承認を受けて使用することができる。さらに、税金の中のレジャー税と地方教育税は慶尚南道の一般会計に入り、その一部は昌原市の事業にも使用される。



(昌原競輪公団) 2008～2012年 基金実績 (単位：億ウォン)

	2008	2009	2010	2011	2012
地方体育振興基金	-	-	3.6	10.7	8.26
青少年育成基金	-	-	0.6	1.8	1.4
中小企業創業及び振興基金	-	-	1	3.1	2.4
国民体育振興基金	-	-	0.6	1.8	1.4
公益事業	-	-	0.2	0.4	0.3
合計	-	-	6	17.8	14

#### 4. 問題点及び今後の展望

昌原競輪公団は、現在黒字で基金の積立を行えているが、利益の増加が鈍化傾向にある。その理由は、日本と同様に顧客年齢が高齢化する傾向にあり、全体的な競技人気の停滞が最も大きな原因であるが、加えて、射幸産業統合監督委員会の規制により、現在1ヶ所しかない場外車券売り場の新規開設が難しいことや広報の方法にも制約を受けていることが影響している。

若年層は、競馬、スポーツト、ロト等競争力がある他の射幸産業を楽しむ傾向があり、高齢層だけ競輪を楽しむ傾向にある。

したがって、若年層の人気を集めることができる多様な勝式や客場内で楽しめる多様な施設設置等を行うことが課題となっている。

### 第2節 釜山・慶南競輪（釜山広域市）

#### 1 釜山広域市について

釜山広域市は、人口 3,538,484 人（2012年12月末基準）で、ソウルに次ぐ韓国第二の都市であり、韓国第一の港湾都市としても有名である。チャガルチ水産市場、海雲台海水浴場等の観光地も数多くあり、近年は釜山国際映画祭も行われ、国際映画都市としても知られている。

#### 2. 競輪を始めた経緯

2002年第14回釜山アジア競技大会時に自転車、バスケット、テニス競技のために金井体育公園を造成した。アジア競技大会終了後、体育施設を活用し、市民体育振興及び釜山市財政確保を行うために、2003年7月に釜山競輪公団を設立し、2003年10月から地方で2番目の競輪競技が開催された。2010年1月には公団の名称を釜山競輪公団から釜山地方公団スポワンに変更した。

#### 3 競輪に関する役割

釜山広域市は、競技事業者としての競輪業務を釜山地方公団 SPO 1 に委託している。釜山地方公団 SPO 1 は、釜山地方公団スポワン設置条例に基づき、市が設立した公

団である。公団では、他の競輪事業者とは異なり、競輪業務だけでなく。広大な金井体育公園の管理業務も受託している。そのため、競輪事業だけで見れば利益は出ているが、公園管理を含めた全体の運営状況では赤字となっており、基金の積み立てを行えていない（収支については、競輪場のみでなく公園を含む複合文化空間で計算することとなっている）。基金の積み立ては行えていない状況であるが、税金の中のレジャー税と地方教育税は釜山広域市の一般会計に納めている。しかし、売上が低かった2007～2010年度には、市から地方税の減免措置を受けたこともある。

釜山広域市では、財政管理担当官室、体育振興課を配置し、競輪業務の財政、指導監督等の業務を行っている。

#### 4 問題点及び今後の展望

競輪の売上は2012年に最大であったが、2013年には下落し、今後も選手賞金、広大な敷地の管理、運営経費、射幸産業統合監督委員会の規制等により下落傾向が予想されるため、2014年を創造経営元年の年とし、新たな収益基盤創出のため、公団内に創造運営チームを構成し、運営することとした。これは、現在、公団の収益の80%以上が競輪事業に依存しているが、今後が不透明な状況から、新しい収益基盤を創出しようとするものである。

### 第3節 清道闘牛（清道郡）

#### 1 清道郡について

清道郡は慶尚北道の南端に位置し、人口43,968人（2012年12月31日基準）の地方の小都市である。農業が盛んで、特に柿の生産が盛んに行われており、ソウル等にも清道郡産の柿販売店が置かれている。また、柿を利用した柿ワインは、大統領就任式の乾杯酒としても利用された。そして、1970年代に始まったセマウル運動の発祥地としても知られている。

#### 2. 闘牛を始めた経緯

清道郡では郷土固有の伝統民族文化である闘牛を継承・発展させるため、1999年から「民俗闘牛祭り」を開催している。清道闘牛を世界的な文化観光商品として開発しようとするもので、文化観光部からも10大集中育成祭りの指定を受けた。そして、国内外観光客誘致、観光収入増大を通して地域経済活性化と地域発展を図ることを目的として、射幸産業としての闘牛競技を行うこととなった。現在、射幸産業として闘牛競技を行っているのは世界で清道郡のみとのことである。競技の前例がないことから、競馬の法律等を基にして仕組みづくりを行い、競技開始前には、日本の闘牛の視察も行った。

### 3 闘牛に関する役割

清道郡では農政課内に闘牛場支援担当を設置し、施行者である清道公営事業公社の設立・育成（設立の認可、社長や監事の任命）、指導・監督（予算編成の指針伝達、闘牛場事業の決算）に加えて、伝統闘牛競技に関する法律に基づき、審判、調教師の資格試験及び免許登録に関する業務も行っている。

清道公営事業公社は、清道郡が清道公営事業公社設立・運営条例に基づき設立した地方公企業であり、農林畜産食品部が承認した全国唯一の闘牛競技施行者である。清道郡から任命された社長のもと、企画総務チーム、競技運営チーム、電算放送チーム、顧客満足チームの4チームを置いている。さらに、伝統闘牛競技に関する法律第16条に基づき、運營業務の一部を㈱韓国牛事会に委託している。

### 4 問題点及び今後の展望

2011年9月から競技が開始され、開始から間もないため十分な利益を得られず、運営経費がかかっていることもあり、赤字の状態である。そのため、伝統闘牛競技に関する法律で定められている基金の積み立てを行うことができていない。今後、闘牛の知名度を上げて利益を増やしていくことが課題である。場外牛券場の設置を試みたこともあったが、近年、射幸産業の規制が厳しくなっていることもあり、設置できなかった。

闘牛は、他の射幸産業とは異なり、元々民族固有の遊びとして行われていたので、観光商品としての魅力があり、入場料が無料なので、家族で観覧に来ることも多い。そのため、清道公営事業公社としては、闘牛競技で利益を上げるだけでなく、より多くの観光客を呼び込み、清道郡の観光地訪問や物産販売を通じた地域経済活性化と畜産の発展等にも寄与していきたいという思いがある。

## 第4節 江原ランドカジノ（江原道）

### 1 江原道について

江原道は、ソウルの東側に位置しており、道庁所在地の春川や南怡島は、日本でも有名なドラマのロケ地であり、日本や海外からの観光客も数多く訪れている。人口1,551,531人（2013年12月31日基準）で、2018年に冬季オリンピックが開催される平昌郡も道内に所在している。

### 2 江原ランドカジノ開設の経緯

江原ランドは、定款第2条（目的）で「株式会社江原ランドは、石炭事業の斜陽化に関して荒廃した廢鉱地域の経済を振興させ、地域間の均衡ある発展と住民の生活向上を目的とする。」とその設立目的を示している。

すなわち、㈱江原ランドは政府の石炭産業合理化政策以後、衰退した廢鉱地域の経済活性化のために代替産業の育成の一環として会社が設立された。

さらに、1995年に「廢鉱地域開発支援に関する特別法」が制定され、通常は観光振

興法に基づき、外国人の入場のみを許可していたが、廃鉱地域開発支援に関する特別法に基づき例外を認めて内国人の入場を許可したことから、韓国で唯一内国人の入場が可能な江原ランドカジノが誕生した。

江原ランドカジノの運営主体である(株)江原ランドは、現在は、カジノ事業以外に、ホテル、ゴルフ、スキー事業等、総合リゾート施設の運営を行っている。

### 3 江原道の役割について

(株)江原ランドは商法上株式会社で、公共機関の運営に関する法律により、産業通商資源部傘下機関に指定され、政府の指導、監督を受けている。

したがって、江原道は江原ランドに対して直接的な指導、監督及び経営参加は難しく、非常任理事（江原道経済振興局長）と株主（江原道、江原開発公社）の役割として理事会及び株主総会でカジノと関連した各種業務（カジノ増設等）権限を行使している。他の射幸産業を実施している自治体とは異なり、直接の指導・監督権限はない。

江原道では、経済振興局資源開発課が江原ランドに関連する業務を行っている。具体的には、廃鉱地域開発基金の企画・調整・管理－①事業指針樹立及び示達、基金配分及び精算、②事業計画樹立及び交付決定（道共通分及び他市道事業）－、江原ランドカジノ事業及び法人運営支援、江原ランド理事会運営管理、江原ランド主要動向の報告・管理業務を行っている。

### 4 問題点及び今後の展望

江原ランドの利益を一部基金に積み立てていることにより、地域のインフラ整備や産業の創出等を行うことができているが、江原ランド付近は、カジノ設立後、質屋が多数立ち並び、カジノ開場時間前には、連日開場を待つ数百人の人々で溢れており、治安の悪化、賭博中毒問題が懸念されている。

さらに、江原ランドは、廃坑地域開発支援に関する特別法により、2025年まで一時的に内国人カジノを運営している状態である。今後、廃坑地域開発支援に関する特別法を延長できなければ、江原ランドの最も大きな収益源である内国人カジノをこれ以上運営できなくなる可能性もある。そうなれば、江原ランド収益が減少し、基金による事業を行うことができなくなる等の影響が起こりうる。

## 第5節 済州特別自治道所在のカジノ（済州特別自治道）

### 1 済州特別自治道について

韓国の南端に位置し、人口 582,713 人（2012 年 12 月 31 日基準）の済州特別自治道は、済州島と付属の島嶼で構成されている。2007 年には、「漢拏山天然保護区域」、「拒文岳溶岩洞窟系」、「城山日出峰」が世界遺産に登録され、世界的にも有名な観光地として国内外から多くの観光客が訪れている。2013 年には約 1,085 万人（韓国人約 852 万人、外国人約 233 万人）が済州道を訪れ、一年間の訪問者数が初めて 1,000 万人を突破した。

## 2 濟州特別自治道の外国人専用カジノについて

2013 年末現在、濟州特別自治道には、8ヶ所の外国人専用カジノが所在する（詳細は第2章第7節参照）。韓国内にある17ヶ所のカジノのうち外国人専用は16ヶ所であり、外国人専用カジノのちょうど半分が濟州特別自治道に所在している。

8ヶ所ともに特1級ホテル内で運営されているが、実際には、ホテルとは別の会社がカジノを運営している。

2000年代中盤までは、赤字経営しているカジノもあったが、2013年には8ヶ所全てのカジノが黒字であった。2008年から中国人の無査証入国が可能になり、急激に中国人観光客が増えたことが大きな要因と言われている。濟州特別自治道観光協会の資料によると、2013年に濟州特別自治道を訪れた外国人約233万人のうち、約181万人は中国人であった（日本人の訪問者は約12万9千人）。

## 3 濟州特別自治道の役割について

2006年7月1日、新しい地方分権のモデルとして国から様々な権限が移譲され、濟州特別自治道が成立した。それ以前には、カジノの許可等は国で行っていたが、権限が委譲されたことから道が許可等を行うこととなった。しかし、現在の8ヶ所のカジノは全て権限移譲前に国が許可を行ったものであり、道で実際に許可を行ったことはまだない。

文化体育観光部から許可を受けたカジノは、観光振興開発基金として積立を行うが、濟州特別自治道から許可を受けたカジノについては、濟州特別自治道観光振興条例により、濟州特別自治道観光振興開発基金として積立を行うこととなっている。濟州特別自治道のカジノ（8ヶ所）は、外国人専用カジノ16ヶ所のうちの半分を占めるが、観光振興開発基金の納付額でみると、1割にも満たない金額である。他地域にある外国人専用カジノに比べると売上がかなり少ないことがわかる。

【濟州特別自治道】2008～2012年売上高・入場客・基金実績（単位：百万ウォン、人）

	2008	2009	2010	2011	2012
売上高	85,339	88,468	101,771	101,757	143,897
入場客	106,409	121,615	161,065	181,430	226,938
基金	5,653	5,637	6,367	6,369	10,284

## 4 問題点及び今後の展望

濟州特別自治道のカジノは、以前は日本人客が多数を占めていたが、現在は中国人客が大多数を占めている。中国人客増加により各カジノは売上を大幅に伸ばし、恩恵を受けていると言える。

濟州特別自治道内には、8ヶ所のカジノがあるが、今後もいくつかカジノが設置されるという報道も出ている。カジノの数が道内に増えすぎている現状については、全て外国人

専用カジノであり、主に外国人観光客が利用していることもあり、賭博中毒者や治安悪化等の深刻な問題は生じていないようであった。よって、濟州特別自治道では今後も中国人を中心とした誘客を進めていくことが予想される。

### 第3章 射幸産業の社会的副作用等に対する対策

韓国の射幸産業は、その活動により国や自治体に利益が還元され、観光振興や体育振興などに役立っている。その反面、賭博中毒（ギャンブル依存症）の増加やそれに伴う家庭崩壊、犯罪の増加などのいわゆる副作用が見られるほか、射幸産業の歴史が比較的浅いこともあり、国民意識や社会システムが未だになじんでおらず、適切な距離感が構築されていないようにも感じられる。こういった問題に対して、国や射幸産業事業者が様々な取り組みを行っている。

#### 第1節 射幸産業統合監督委員会

第1章で紹介した射幸事業を統合的に管理、監督、規制、取り締まり等を行うことで射幸産業に関する副作用を最小化し、賭博中毒予防及び治癒活動を強化することを目的として、国家機関である国務総理所属下に、射幸産業統合監督委員会が2007年に発足した。

射幸産業統合監督委員会法第1条（目的）では、「この法律は、射幸産業統合監督委員会を設置し、射幸産業に関する副作用の最小化と不法射幸産業に関する監視を通して、射幸産業が健全な余暇及びレジャー産業として発展していくようにすることで、国民の福祉増進に寄与することを目的とする。」とある。

委員は、射幸産業統合監督委員会法第6条（委員の構成）により定められており、各産業の監督官庁や弁護士等の資格のあるものや射幸産業についての知識が豊富なものなどである。以下では、実際に行っている主な業務について見ていくこととする。

##### ①射幸産業総量制について

射幸産業統合監督委員会法第5条（委員会の機能）で定められているこの制度は、射幸産業の営業場の数や売上額の規模等に関して総量を決めて規制しようとするものであり、過度に射幸性が高まるのを防ぐことを目的としている。

具体的には、7つの射幸産業ごとの売上の総量を毎年定めるものであり、射幸産業全体の総売上高は、毎年のGDPの0.58%以内にする事となっている。定められた額を超えないようにするため、射幸産業事業者が自ら営業時間・日数・競争回数・入場人員等の制限を実施することもある。なお、総量を超えた射幸産業事業者に対しては、射幸産業統合監督委員会法第20条（勧告）により、射幸産業事業者に対して、是正命令等の必要な措置を所管行政機関の長に勧告することができる。

##### ②消費者保護のための電子カード作成

賭博中毒予防のため、射幸産業場に入場する人々のために、全ての射幸産業に共通した電子カード導入を検討している。カードには、個人情報が入力され、一定金額を補充した後に現場で再びチップなどに変えて使用することを義務化するものである。取引内訳の照会、賭博中毒自己診断、利用金額及び利用時間自己設定等を行い、過度に依存することを防ぐ目的がある。カードが導入されれば、一人あたりの購買金額が

調節され、購買記録照会が可能となるため、射幸性を抑えて、依存症にかからないような手助けとなることが期待され、2012年から一部導入している射幸産業事業者もある。

### ③韓国賭博問題管理センターの設立

射幸産業統合監督委員会法第14条により、射幸産業や不法射幸産業に起因する中毒及び射幸産業の問題と関連した事業や活動を行うため設立された。

韓国賭博問題管理センターでは、予防や治療の相談・教育・広報及び関連プログラムの開発・普及、調査・研究・分析、専門医療機関等との連携等を行っている。センターは法人として運営されており、必要経費を政府と委員会が補助している。また、射幸産業統合監督委員会の委員長の承認を得ることで、地域センターを設置・運営することができ、現在、韓国内に5ヶ所の地域センターを設置しており、2014年から2018年の5年間に6ヶ所程度追加設置し、11ヶ所とする予定である。

韓国賭博問題管理センターの設立に伴い、射幸産業の各事業者が設置した中毒予防センター等は業務に重複する部分があるため、廃止や縮小等を行っている。韓国賭博問題管理センターにおいては、賭博中毒予防・治療等を行うことで、総合的に射幸産業を管理し、過度な射幸性を帯びない、健全な余暇・レジャー産業に発展させていくことを目的としている。

### ④中毒予防治療負担金の管理・運営に関して

委員会は射幸産業統合監督委員会法第14条の2に基づき、射幸産業や不法射幸産業に関する中毒及び賭博問題の予防・治療とセンターの運営のために射幸産業事業者に年間純売上額の1000分の5以下の範囲で定める比率の負担金を賦課・徴収できる（賦課・徴収の詳細は施行令で定められている）。

射幸産業事業者に負担金を課すことによって中毒及び賭博問題の予防・治療やセンターの運営を行っている。

射幸産業統合監督委員会は射幸産業を統合的に指導・監督しているが、直接射幸産業事業者に罰則を与えるのは各産業の監督官庁であるため、踏み込んで射幸産業を厳しく取り締まることは難しい状態である。しかし、総量規制に対して自主規制を行う団体もあり、賦課金を徴収する権限も持っていることから、一定の効果を挙げていると言える。

しかし、射幸産業を実施している地方自治体等では、合法的に行われている射幸産業を過度に規制しては、売上が減少し、それに伴い各種事業費が縮小することを懸念している。

さらに、過度な規制を行えば、射幸産業の客が不法賭博に流れていくのではないかという声もある。2012年の高麗大研究チームの調査によると不法賭博の市場規模は75.1兆ウォンにも上るとのことであった。2012年の射幸産業の売上額が約19.5兆ウ



オンであることを考えれば、不法賭博の市場規模が巨大であることがわかる。委員会では、不法賭博の監視も行っていることから、射幸産業の規制と不法賭博の監視を効率的に行うことが期待される。

## 第2節 江原ランド中毒管理センター

江原ランド中毒管理センターは、中毒予防治療専門機関であり、賭博中毒の予防広報及び教育、治癒プログラム運営及び専門病院との連携を通じて治癒支援、職業復帰支援、賭博中毒予防等を目的としている。

また、江原ランドでは、ギャンブル中毒対策として、自主的に、利用者の入場回数をチェックし、ケアセンターと連動した対策を行っている。入場者は、入場の際に必ず身分証明書（住民登録証）を提示しなければならず、入場の都度記録が蓄積され、四半期3ヶ月の入場回数が合計30回を超えると江原ランド中毒管理センターでカウンセリングを受けなければならない。さらに、1ヶ月の入場が計15日を超えるとその月は入場禁止措置が執られる。このため、入場の都度発行される入場券には、自己管理のため、当月の入場回数と四半期3ヶ月の入場回数が印刷されており、本人に提示される。

ちなみに、廢鉱地域に指定された地域住民は月1回しか入場できない。

江原ランド利用者の半数以上は首都圏在住者であり、中毒者約3,000人の約54%が首都圏在住と言われており、ソウル市内にも2004年7月に相談センターを設置してケアを行っていたが、韓国賭博問題管理センターが設立されたことから、2013年11月にソウルの相談センターを廃止した。

## 第3節 競輪競艇中毒予防センター

国民体育振興公団が運営する競輪競艇中毒予防センターは、事業者としての立場から中毒予防対策を行うために設立された。しかし、2012年11月射幸産業統合監督委員会法の改正に基づき、射幸産業の施行機関である国民体育振興公団が、毎年中毒予防治療負担金を納付することになり、射幸産業監督委員会傘下の賭博問題管理センターが設立された（2013年8月）。これにより、既存の中毒予防及び治癒関連相談業務が重複することとなり、支店の運営を終了し、競輪と競艇の本場（光明、美沙里）を中心に運営することとなった。

相談業務については、競輪と競艇のみを対象としている。

## 第4節 ユーキャンセンター

韓国馬事会が運営するユーキャンセンターは、1998年国内最初の賭博中毒治癒センターとして運営を開始し、2012年までの約14年間賭博中毒と関連した国内最高の水準の心理治療及び相談サービスを提供してきた。それ以外にも予防教育、専門的な諮問提供、関連研究及び2度の国際会議も開催した。しかし、2012年の射幸産業統合監

督委員会法改正により、賭博中毒の治癒と社会復帰の活動を射幸産業統合監督委員会が専門的に受け持つこととなり、2013年7月ユーキャンセンターは韓国馬事会所属の役職員と競馬関係者を対象にした心理治療の専門機関として生まれ変わった。

ユーキャンセンターは韓国馬事会役職員及び競馬関係者の心理的問題解決とストレス関連症状の緩和及び解消等積極的な従業員支援プログラムサービスを通して生産性の向上、所属意識及び人生の質を高め、これにより射幸産業の健全化にも資することを目的としている。現在は、賭博中毒者対策ではなく、競馬関係者を対象に業務を行っていることが特徴的である。

## おわりに

本稿の各資料で示したとおり、韓国の射幸産業は、全体で見れば、売上高が増加しており、産業として成長しているといえる。

しかし、個別に見ていくと問題も抱えている。まず、競輪、競艇については、売上高がやや減少傾向で、客層も高齢化しており、新規客層の獲得が必要である。

競馬については、順調に売り上げを伸ばしているが、2016年に永川競馬場が新規開場し、4場体制となることから、現在の売上水準を維持できるかが課題となる。

闘牛については、「世界で初めての公営競技」としての闘牛であり、興味深いものであるが、2012年までに収益金が生じておらず、基金への積み立てを行うことができていない状況であり、売り上げ増加対策が急務である。

宝くじ、体育振興投票券は、商品数や競技数が幅広く、多様な商品を販売しているため、順調に売上高を伸ばしているが、宝くじについては、売り上げの9割をロトに依存しているため、売り上げの分散化が必要といえる。

カジノについては、今後も韓国国内で新規設置が計画されているが、外国人専用とするか、内国人を許容するかの議論もあり、どちらを選択するかにより、大きな違いが出てくるのが本稿によりわかる。外国人専用とすれば、外国人観光客の多い都市部に設置することで、売り上げが多く見込め、対象は外国人観光客であるから、賭博中毒や治安悪化等の諸問題が起こる可能性は低い。一方、内国人を許容すれば、都市・地方に関係なく、多くの売り上げが見込めるが、制限を設けなければ、入場料を支払うことで、誰でも気軽に入場できることから、周辺地域に留まるものも出始め、治安悪化、賭博中毒者の増加が懸念される。今後、韓国で新規設置されるカジノの動向について注視していきたい。

日本においてもカジノ設置が検討されているところであるが、外国人専用とするか、内国人も入場できる、いわゆるオープンカジノとするかについて、本稿で述べた韓国の現状が、参考になるものと思われる。

また、射幸産業は、「射幸心」をあおるものであることから、適度に、適正に行うことが必要であり、過度に行うことがないように、国が設置した射幸産業統合監督委員会による射幸産業の総量の規制、韓国賭博問題管理センター等による適正な管理が必須である。

最後に、本稿を執筆するにあたり、御協力をいただいた韓国の関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、日本の関係者の皆様にご活用いただければ幸甚である。

## 参考文献

### 1. 書籍・報告書等

- 射幸産業統合監督委員会（2013）「射幸産業関連統計」
- 射幸産業統合監督委員会（2008）「射幸産業健全発展総合計画」
- 財団法人地方財務協会（2013）「公営企業 2013 年 3 月号 “韓国における「射幸産業」の現状”」
- 財団法人自治体国際化協会（2013）「自治体国際化フォーラム 2013 年 6 月号 “韓国内で唯一韓国人が入場できるカジノ ～江原ランドカジノとは～”」
- 三好 円（2009）「バクチと自治体」集英社新書

### 2. ウェブサイト

- 国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/main.html>
- 自治法規情報システム <http://www.elis.go.kr/>
- 韓国馬事会 <http://www.kra.co.kr/>
- 国民体育振興公団 <http://www.kspo.or.kr/>
- 昌原競輪公団 [http://www.domerace.com/race\\_main/race\\_main.do](http://www.domerace.com/race_main/race_main.do)
- 釜山地方公団スポン <http://www.spo1.co.kr/>
- 清道公営事業公社 <http://www.sossaum.or.kr/main.do>
- 企画財政部宝くじ委員会 <http://www.bokgwon.go.kr/>
- ナムムロト <http://www.nlotto.co.kr/common.do?method=main>
- スポーツトト <http://www.sportstoto.co.kr/index.jsp>
- (株)江原ランド <http://kangwonland.high1.com/Khome/main.high1>
- 射幸産業統合監督委員会 <http://www.ngcc.go.kr/NGCC.do>
- 江原ランド中毒管理センター <http://klacc.high1.com/Ghome/main.high1>
- 競輪・競艇中毒予防治療センター <http://www.c-mclinic.or.kr/cmUser/index.do>
- 済州特別自治道 <http://www.jeju.go.kr/>
- 済州特別自治道観光協会 <http://www.hijeju.or.kr/>

### 【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 宮下 豊大

### 【監修】

所長 小谷 章

韓国地方行政研究院 申 斗燮